

角田市放課後児童クラブ運営業務 プロポーザル実施要領

この要領は、角田市放課後児童クラブ運営業務の受託事業者を選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

角田市放課後児童クラブの運営業務（以下「本件業務」という。）について、民間事業者が有する知識、経験及び手法等を活用し、安定的な人材確保及び効率的な運営体制を確立することで、児童の健全な育成を図り、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるよう、利用者への更なるサービスの向上を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

角田市放課後児童クラブ運営業務

(2) 業務内容

別紙「角田市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの期間は、業務実施準備期間とし、当該期間中に発生した運営準備に要する費用は全て受託事業者の負担とする。

(4) 業務に要する費用（5年間の見積限度額）

756,000,000円

（本件業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当するため、非課税として取り扱う。）

※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による選定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 角田市入札参加資格登録業者（役務）であること。

(2) 角田市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示第24号）による指名停止を受けていないこと。

- (3) 令和2年4月1日以降に地方公共団体から放課後児童健全育成事業に係る業務を受託（指定管理者の指定を含む。）し、運営した実績のある事業者等で法人格を有する者。
- (4) 宮城県内に本社、支店、営業所のいずれかを有し、緊急時において担当者は迅速な対応が可能なこと。
- (5) 個人情報保護の取扱いに係る規定を整備し、それに基づき運用が行われているものであること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続き開始決定がなされていること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (9) 「角田市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有していること。

5 スケジュール

本件業務に係る運営業務開始までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容		日 程
公告（公募開始）		令和7年10月20日（月）
現地見学会申込期限		令和7年10月24日（金）
現地見学会		令和7年10月28日（火）
一 次 審 査	質問書提出期限	令和7年10月31日（金） 午後5時必着
	質問に対する回答	令和7年11月6日（木）
	参加申込書提出期限 1次審査	令和7年11月12日（水） 午後5時必着
	1次審査結果通知	令和7年11月17日（月）
二 次 審 査	企画提案書等提出期限	令和7年12月8日（月） 午後5時必着
	2次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年12月19日（金）
	2次審査結果通知・公表	令和7年12月25日（木）
契約締結		令和8年1月13日（火）※予定
業務委託準備期間		契約締結日の翌日から令和8年3月末まで
業務委託開始		令和8年4月1日

6 実施要領等の配付

本プロポーザルで必要な書類等の配付は次のとおりとする。

- (1) 配付開始日 令和7年10月20日（月）から
- (2) 配付方法 角田市ホームページからダウンロードにより取得するものとする。

【URL】 <https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/9/23840.html>

- (3) 配付資料

- ① 角田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領
- ② 角田市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書
- ③ 角田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル評価基準
- ④ 角田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル評価表
- ⑤ 様式（第1号～第5号、第7号～第9号、第11号）

7 現地見学会

本プロポーザルへの参加にあたり、現地見学を希望する場合は、次のとおり現地見学会を実施する。なお、現地見学会への参加の有無は審査には影響しない。

- (1) 日時 希望事業者と日程を調整し、令和7年10月28日（火）を予定。
- (2) 場所

No.	名称	支援 単位数	所在地
1	角田児童クラブ	5	角田市角田字牛館41番地（角田小学校内）
2	横倉児童クラブ	2	角田市横倉字杉の堂7番地（横倉小学校内）
3	桜・桜第2児童クラブ	2	角田市佐倉字小山78番地1（桜小学校内）
4	北郷児童クラブ	2	角田市岡字阿弥陀入11番地2（北郷小学校内）
5	金津児童クラブ	1	角田市尾山字荒町125番地1（金津小学校内）

- (3) 申込方法 現地見学会申込書（様式第1号）により、電子メールで提出すること。
- (4) 提出先 角田市 市民福祉部 子育て支援課 保育係
電子メール：kodomo@city.kakuda.lg.jp
- (5) その他留意事項
 - ① 申込書提出時の電子メールの件名は、「【事業者名】現地見学会申込書」とし、送信した際は事務局に電話で一報を入れること。
 - ② 参加申込者であることが確認できる身分証（社員証等）を添付すること。
 - ③ 日程については、電子メールにて通知する。
 - ④ 参加者は、1事業者につき2名以内とする。
 - ⑤ 施設間の移動は、事業者で用意した車両で、事業者の責任において行う。
 - ⑥ 見学は、1施設につき、10分以内とする。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルへの参加にあたり、質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法 質問書（様式第2号）により、電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和7年10月31日（金）午後5時必着
- (3) 提出先 角田市 市民福祉部 子育て支援課 保育係
電子メール：kodomo@city.kakuda.lg.jp
- (4) 回答方法 令和7年11月6日（木）までに、角田市のホームページに掲載する。
- (5) その他留意事項
 - ① 質問書提出時の電子メールの件名は、「【事業者名】質問書」とし、送信した際は事務局に電話で一報を入れること。
 - ② 提出期限を過ぎたもの又は電子メール以外での質問は受け付けない。
 - ③ 質問は、参加申込書や企画提案書等の作成、本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。
 - ④ 事業者が特定できるような質問や回答を掲載することにより、当該事業者に不利益が生じると判断される場合は、その一部及び全部の掲載を制限することがある。
 - ⑤ 質問への回答は、本要領及び角田市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書の追加又は修正とみなす。

9 参加申込

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式第3号）
 - ② 法人等概要（様式第4号）
 - ③ 業務実績調書（様式第5号）
 - ④ 財務関係書類（直近3年分の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書及び収支計算書又はこれらに準ずる書類）
 - ⑤ 納税証明書の写し（直近3年分の国税及び地方税の未納がないことを証明するもの）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便書留）で提出すること。
- (4) 提出期限 令和7年11月12日（水）午後5時必着
※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (5) 提出先 〒981-1505
宮城県角田市角田字柳町35-1
角田市 市民福祉部 子育て支援課 保育係

10 1次審査（書類審査）

- (1) 審査方法
提出された書類について、次の内容が満たされているか事務局で確認する。
なお、期限までに書類を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、後日実施されるプレゼンテーションに参加することはできない。

確認項目	確認内容
参加資格	本要領「4 参加資格」を満たしているか
提出書類	提出書類に不備がなく、本要領に示した要件を見たしているか
経営状況	経営状況が安定しているか

(2) 審査結果の通知について

- ① 通知予定日 令和7年11月17日（月）
- ② 参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知する。
- ③ 結果の経緯及び審査内容に関する問合せには応じない。

(3) 不適合理由の説明要求

参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。その回答は書面により行うものとする。

1.1 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、本要領及び別紙「角田市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」を踏まえ、作成すること。

② 見積書（様式第8号）

見積書の費用の内容は次のとおりとし、積算内訳書（各年度分）を添付すること。

費 用	主な内容
人件費	職員の給与、賞与、法定福利費等
需用費	消耗品費、食糧費、修繕費等
役務費	傷害・賠償保険料、通信費、求人広告手数料等
使用料及び賃借料	通信・印刷機器リース料、アプリ使用料等
その他	講師謝礼、職員研修費等
一般管理・諸経費	業務管理経費

③ プレゼンテーション出席者報告書（様式第9号）

(2) 提出部数

①から③までの書類を紙媒体で7部（正本1部、副本6部）

提案書はA4版とし、縦型の場合は左綴じ、横型の場合は上綴じとすること。

(3) 提出方法 提出様式（様式第7号）を添付し、持参又は郵送（郵便書留）で提出すること。

(4) 提出期限 令和7年12月8日（月）午後5時必着

※土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(5) 提 出 先

〒981-1505

宮城県角田市角田字柳町35-1

角田市 市民福祉部 子育て支援課 保育係

1 2 2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ① 日 時 令和7年12月19日（金） ※日程については別途連絡
- ② 出席者 1事業者3名以内（うち1人は、本委託業務において予定している主担当者とし、当該担当者がプレゼンテーションを行うこととする。）
- ③ 実施時間 1事業者につき60分以内（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分、準備を含む。）
- ④ 貸出物品 プロジェクタ等（事前に事務局に相談すること）
※その他必要な物品は企画提案業者が準備すること。

(2) 審査方法 次の審査項目及び評価項目について、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、事業者選定審査会が審査する。

(3) 評価及び審査項目

区分	評価・審査項目	配点
企画提案 (120点)	1. 基本理念	10点
	2. 事業内容	50点
	3. 管理運営	20点
	4. 安全対策・危機管理	30点
	5. 放課後児童健全育成事業の履行実績	10点
経営・価格 (20点)	6. 経営評価	10点
	7. 価格評価	10点

(4) 審査結果通知 審査結果の通知は、令和7年12月25日（木）に、プロポーザル選定結果通知書（様式第10号）により通知する。なお、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。その回答は書面により行うものとする。

1 3 契約方法等

受託候補者の決定後、市と受託候補者において契約内容及び仕様について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。なお、協議の結果、契約に至らなかった場合には、2次審査における次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

1 4 契約に係る事項

- (1) 採択された提案内容は、受託候補者と市の協議により、契約締結時に修正等が加えられる場合がある。
- (2) 受託候補者には、改めて見積書の提出を依頼する。
- (3) 受託者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、あらかじめ市と協議した上で、業務の一部を第三者へ委託することが効率的かつ効果的であると認められる場合は、当該業務の一部を委託することができる。

1 5 その他

(1) 提出書類の取扱いについて

- ① 提出された全ての書類は返却しない。
- ② 提出された書類の差替え及び加除修正は認めない。
- ③ 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。
- ④ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 応募書類及び提案書類の著作権は、応募者に帰属する。しかしながら、市が採用する応募者の応募書類、提案書は市の業務上で必要な場合、無償で利用できるものとする。

(2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積書の金額が、あらかじめ示された提案限度額を超過した場合

(3) 参加辞退について

参加表明後に辞退する場合は、電話等によりその旨を事務局に伝えるとともに、令和7年12月8日（月）までに参加辞退届（様式第11号）を提出すること。

(4) 本件プロポーザルの実施に係る必要経費について

提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加に係る費用等、必要な経費は全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本件プロポーザルによる事業者選定が中止・延期になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。

(5) 情報公開及び提供について

提出された企画提案書については、情報公開条例（平成11年角田市条例第22号）の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。

なお、本件プロポーザルに係る事業者の選定前において、選定に影響を及ぼす恐れのある情報については、事業者の決定後に開示するものとする。

1 6 事務局（提出先・問い合わせ先）

〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35-1

角田市 市民福祉部 子育て支援課 保育係

TEL 0224-63-0134

FAX 0224-63-3975

電子メール：kodomo@city.kakuda.lg.jp